

2022 年度学芸総部 団体昇降格要綱

2022 年度 立命館大学学友会学芸総部本部

目次

はじめに	2
学芸総部に所属する団体について.....	3
学芸総部における昇格について.....	5
学芸総部における降格等の措置・処罰について.....	10
おわりに	13

はじめに

関係各位

お世話になっております。学芸総部本部（以下、本部とする）です。

本要綱は、学芸総部（以下、総部とする）における、所属団体（以下、団体とする）の昇降格にかかわる事項を取りまとめたものです。2022 年度における団体の昇降格は、本要綱をもとに検討してまいりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

2022 年 7 月
学芸総部本部

学芸総部に所属する団体について

1) 概要

総部においては、公認団体・同好会・任意団体の、計3種類の団体区分が存在し、公認団体を頂点とした序列が組まれています。登録団体から昇格した場合、まずは任意団体として、総部に所属することになります。

加えて、団体の区分に応じて、権利・義務の変動が発生します。

これらの内容は、『立命館大学学友会学芸総部規約』（以下、総部規約）に定められている事項を中心に、慣習や総部にかかわる本学のその他の規定・制度などに立脚しています。

2) 【表 1】各団体区分の位置付け

団体の区分	団体の簡単な位置付け
公認団体	総部を代表するに値すると認められ、同好会から昇格した団体
同好会	①任意団体から公認団体へ昇格するための、移行期間にある団体 ②公認団体のうち、同好会への降格処分を受けた団体
任意団体	①登録団体から昇格した団体 ②上位区分の団体のうち、任意団体への降格処分を受けた団体

3) 所属の要件

総部に所属する団体においては、原則として、総部規約やその他の規定（登録団体規定等）に違反していないことが前提となります。

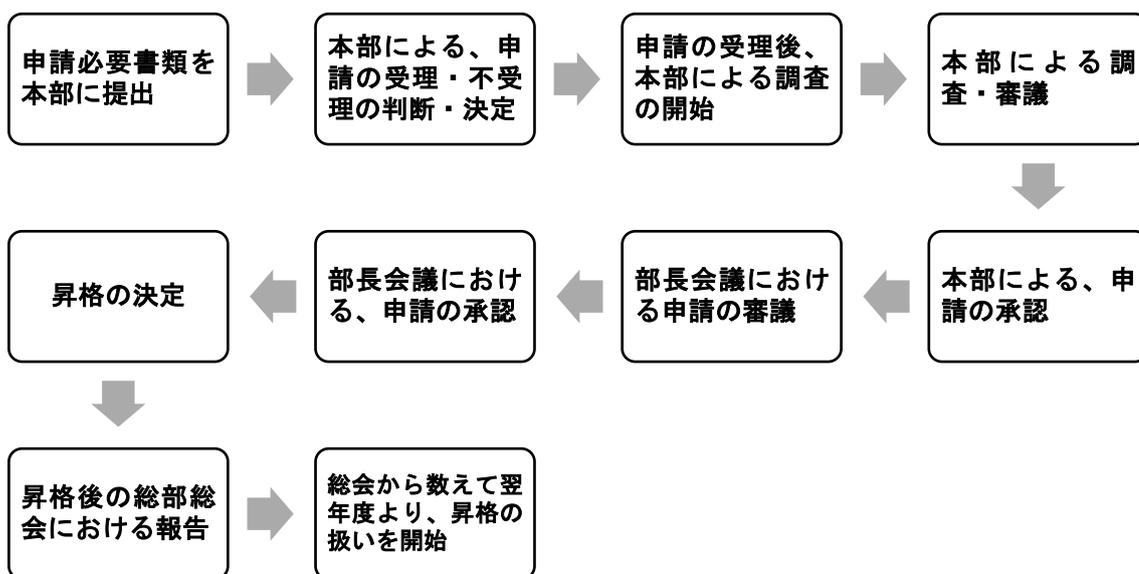
4) 【表 2】団体の権利・義務（一部、2022 年度現在）

	公認団体	同好会	任意団体
総部規約に規定される権利・義務	総部規約の当該規定を参照 【参照】総部規約§5、16（公認団体のみ）、34～38、40、41、43～45、50、51、55、56		
その他の規定・制度に規定される権利・義務、慣習上推定される権利・義務	①【衣笠】学生会館倉庫の利用権 ②【衣笠】活動施設確保の優先権・利用可能施設の拡充 ③【衣笠】通常期における催し物開催の権利		
	【衣笠】個別ボックスの利用権 ①一般予算の配当を受けられる ②本部役員選出の原則 【参照】学芸本部役員選出規則 ③大学からの教職員顧問配置	【衣笠】共同ボックスの利用権	

学芸総部における昇格について

1) 【チャート 1】昇格の審査の手続き (1)

団体の昇格審査の手続きは、以下の通り実施されます。



※本部会議や部長会議では、2回承認を原則とする。

2) 昇格の審査の手続き (2)

① 申請可能期間 (重要)

昇格の審査については、申請を行うことができる期間を設定します。

2022 年度に関しては、7 月 1 日～8 月 31 日までが、申請可能期間となります。期間外に申請をおこなった場合には、原則として、その申請を不受理とします。

なお、ここにおける申請とは、必要書類が提出先のフォームあるいはメールにて、問題なく提出されることを指します。つまり、書類に不備があった場合のことを想定し、団体は計画的に書類の作成・提出をすることが重要です。

併せて、申請可能期間を設定する理由として、以下の事項が挙げられます。

- 毎年 12 月頃から 3 月頃にかけて、本部・団体・関係各所において新年度体制に移行する機会が多いため、審査において混乱・停滞が発生しやすいこと
- 団体の昇降格が決定されたのちの総会（2023 年 1 月に実施予定）から数えて翌年

度より、昇格の扱いを開始すること

- 総会までの部長会議（原則的に月に1度開催される公認団体の部長を招集する会議）にて、該当団体の昇格に関する審議をおこなったうえで、承認が2回必要であること
- 昇格に向けてヒアリング等を実施する必要があること

② 審査に要する期間

対象団体の諸活動（日常活動、企画等）についての調査や、昇格後の対応に関して学生部等との調整を行う等の必要があるため、一概に所要期間を明言することはできません。また、各審議に要する時間に応じて、この期間の長さは変動します。

参考としては、1つの審査につき、**短く見積もったうえで、6か月前後**の時間が必要という認識をお持ちください。

これについては、本部を学生が運営していることもあり、お手数おかけすることも多いかと存じますが、何卒ご了承ください。

③ 審査中の団体の義務

審査対象の団体は、本部・部長会議の要請する事項について、応じる必要があります。

また、本部・部長会議における審議の際には、団体の概要や昇格を希望する理由について、**会議に出席の上**、説明をしていただく必要もあります。

これらの要請に応じない場合には、申請の破棄等の措置を取ることがあります。

④ 申請の不受理・破棄

申請書類に不備があったり、各審議において申請が否認されたりした場合には、その申請を不受理・破棄するものとします。

⑤ 昇格の扱いについて

昇格が決定した場合、昇格によって取り決められた扱いについては、昇格の報告がなされた総会から数えて、翌年度から開始されることとなります。

3) 昇格の審査の内容

主な審査の内容は、以下の通りです。

- 申請書類面
- 団体の組織運営面（執行部・団体全体の運営実態等）
- 団体活動面（通常活動・施設利用の様子、実施企画内容、大会結果、活動成果等）

4) 昇格の審査の基準

総部における昇格の審査の基準は、以下の通りです。

なお、昇格を希望する団体区分に応じた基準が設定されているほか、以下に示す基準を満たすことが、即座に昇格に結びつくわけではありません。また、総部規約やその他の規定に違反している場合には、審査の対象として扱いません。

① 共通の審査基準

- 構成員の過半数が本学生（院生、APU 生除く）で構成されていること
- 代表、副代表、会計の全員が本学生（院生、APU 生除く）で構成されていること
- その他、総部にかかわる規定に違反していないこと
- 昇格の申請に必要な書類を全て提出すること
- 本部が定める、申請可能期間に申請を行うこと

② 【表 3】登録団体から任意団体へ昇格する際の昇格の基準

総部規約上の基準	本部が設ける基準
①【年数】登録団体として、1年以上活動していること ②【書類】活動経歴・活動状況報告書、本会所属趣旨、規約、役員名簿・部員名簿を本部執行委員会に提出すること 【参照】総部規約第 43 条「任意団体への昇格」	①活動内容が、文化/芸術の分野に属すること ②総部への所属希望理由 ③団体の積極性・発展性・持続性・安定性 ④総部規約を認めるか否か ⑤公認団体への昇格の意思の有無 ⑥その他、本部が必要であると判断した事項

③ 【表 4】任意団体から同好会へ昇格する際の昇格の基準

総部規約上の基準	本部が設ける基準
①【年数】任意団体として、2年以上活動していること ②【書類】申請前に任意団体として活動する2年間は、毎年次において、活動経歴・活動状況報告書、当該部門論、活動報告、本会所属趣旨（※初回のみ提出）、規約、役員名簿・部員名簿を本部執行委員会に提出すること ③【出席】申請前の2年間、未公認団体会議（原則として前期1回、後期に1回開催）に全回出席していること 【参照】総部規約第 44 条「同好会への昇格」	①団体の積極性・発展性・持続性・安定性 ②総部規約を認めるか否か ③公認団体への昇格の意思の有無 ④その他、本部が必要であると判断した事項

④ 【表 5】 同好会から公認団体へ昇格する際の昇格の基準

総部規約上の基準	本部が設ける基準
①【年数】同好会として、2年以上活動していること ②【書類】申請前に同好会として活動する2年間は、毎年次において、活動経歴・活動状況報告書、当該部門論、会計報告、本会所属趣旨（※初回のみ提出）、規約、役員名簿・部員名簿を本部執行委員会に提出すること ③【出席】申請前の2年間、未公認団体会議（原則として前期1回、後期に1回開催）に全回出席していること 【参照】総部規約第45条「公認団体への昇格」	①団体の積極性・発展性・持続性・安定性 ②還元活動に対する認識・行動 ③総部規約を認め、第3条「目的」に適う団体であるか否か ④既存の公認団体と同種の団体でないこと ⑤その他、本部が必要であると判断した事項

⑤ 昇格の申請に必要な書類について

以下は、昇格の申請にあたり、必要となる書類の一覧になります。なお、必要書類の内容は、昇格を希望する団体区分によって異なります。また、一部の項目については、書類の提出は求めず、直接フォーム画面に記入していただく場合があります。

- 活動経歴・活動状況報告書・活動報告
 - 【必要事項】団体における、過去の活動内容やその現状など
- 本会所属主旨
 - 【必要事項】総部への所属希望理由、又は当該団体区分への昇格を希望する理由や、総部所属後、又は当該団体区分への昇格後の展望など
- 規約
 - 【必要事項】対象団体の規約
- 役員名簿、部員名簿
 - 【必要事項】代表、副代表、会計の三役並びに他の役員の各役職名を併記した名簿と、団体構成員を記載した名簿
- 当該部門論 （同好会・公認団体昇格申請時のみ）
 - 【必要事項】総部における、自団体の活動の持つ意義や目的など
- 会計報告 （公認団体昇格申請時のみ）
 - 【必要事項】団体の会計状況

5) テンポ

2022 年度における昇格の審査は、以下の日程に沿って行います。

7 月 1 日（金）	本要綱を団体向けに公開・昇格申請受付開始
8 月 31 日（水）	昇格申請受付終了
10 月～12 月	各部長会議にて、対象団体の昇格を審議
1 月〇日（未定）	総会にて、該当団体の昇格を公表
2023 年 2 月～	2022 年度に昇格を認められた団体に対する、昇格後の扱いを開始

団体の昇格に関する説明は、以上になります。

次の項からは、昇降格の措置・処罰について説明します。

学芸総部における降格等の措置・処罰について

本章は、総部における団体の昇降格のうち、団体に対する降格等の措置・処罰についての説明になります。ここでは、「措置の種類」「審査の手続き」「審査の内容・基準」の3点に焦点を当てて解説します。

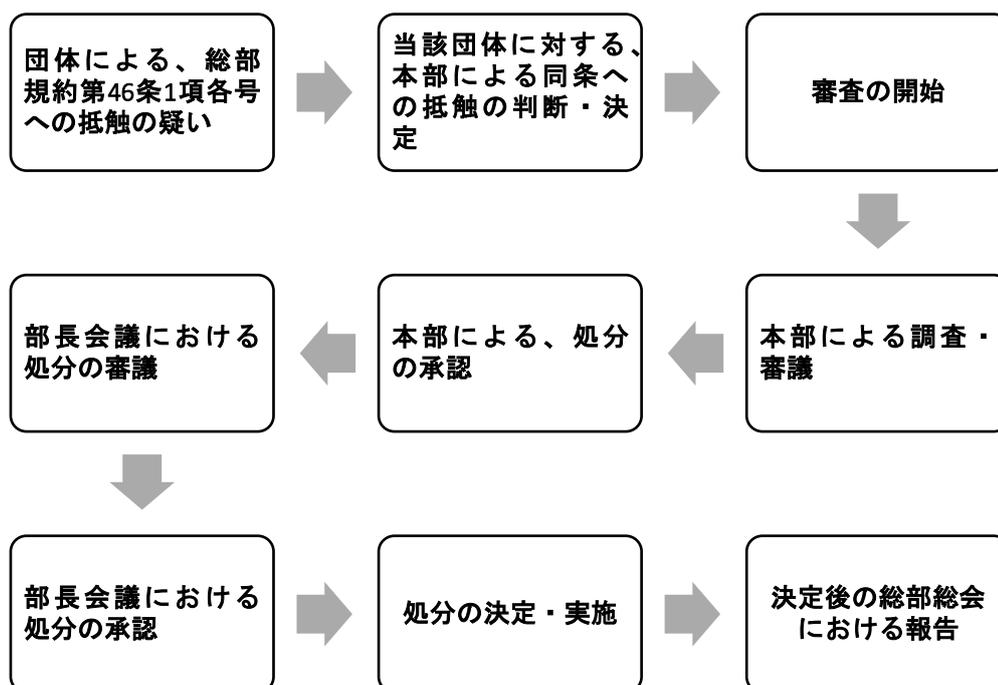
1) 【表 6】 降格等の措置の種類

総部における降格等の措置については、以下に示される、総部規約第 46 条「降格等の措置」1 項に定められるものを原則とします。

措置の種類	措置の内容
登録抹消	総部からの除籍、又は団体の解散
降格	所属団体区分における下位の団体区分への格下げ ※なお任意団体から登録団体への格下げも同様の扱いとする
ボックスの本部預かり	①本部による、活動の中心拠点の差し押さえ、又はその利用制限 ②原則、処分期間中において、当該団体構成員は当該施設に立ち入り禁止、又は立ち入り制限を課される

2) 【チャート 2】 降格等の措置の審査の手続き (1)

団体に対する降格等の措置の審査の手続きは、以下の流れに沿って実施されます。



3) 降格等の措置の審査の手続き (2)

① 団体の義務

昇格と同様に、審査対象の団体は、本部・部長会議の要請事項に応じる必要があります。

また本部は、審査に該当する事項について、当該団体に対し、その必要に応じて改善要請を行います。この場合にも、団体には本要請に応じる義務があります。

これらの要請に対して、故意に応じない場合には、その程度に応じて、審査事項を議論する権利を放棄したものとみなします。

② 処分の量定・執行開始時期・猶予

処分の量定・執行開始時期・猶予については、原則として、本部・部長会議での決定に委ねられます。ただし、学生部等との調整によっては、これらに変動が生じる場合があります。

③ 審査の取り止め・停止

審査事項について、事実が誤りが判明した場合や、各審議で否認された場合には、その審査の取り止め引いては停止をすることがあります。

4) 降格等の措置の審査の内容

降格等の措置の審査については、審査事項により、一部内容の異なる可能性があります。主な審査内容は、以下の通りです。

- 団体の組織運営面（執行部・団体全体の運営実態等）
- 団体活動面（通常活動・施設利用の様子、実施企画内容、大会結果、活動成果等）
- 改善要請への対応の様子

5) 【表 7】降格等の措置の審査の基準

降格等の措置の審査の基準は、総部規約第 46 条 1 項各号に掲げられています。審査の基準となる項目は、措置の種類ごとに程度が変動するものの、それによって内容が異なるものではありません。

総部規約第 46 条 1 項各号の規定		規定に対して、本部が個別に設ける基準	
1 号	部長・会計等を含む執行部が確保運営されていない場合	X	
2 号	構成団体の活動内容・規模が、公認団体・同好会・任意団体に適しておらず、学内外に十分還元されていない場合	①団体の活動の著しい縮小 ②過去の部員数の推移から、今後において改善が見込めるか否か	【共通】 ①本部からの改善要請等に対する無視、又はこれに準ずる行為の有無 ②その他、本部が必要であると判断した事項

6) 処罰

総部規約第 53 条「罰」に、総部における処罰が定められています。具体的な処罰の内容については、部長会議で認められた場合のみ、同規約第 46 条「降格等の措置」を適用します。

おわりに

本要綱の内容説明は以上になります。

昇降格に関する詳細やご不明な点等は、下記の連絡先あるいは本会委員長の学内メールまたは LINE までお問い合わせ下さい。

どうぞ引き続き、本会活動に対するご理解・ご協力のほど宜しくお願い致します。

学芸総部本部

【衣笠】
学生会館 2 階 BOX207
TEL : 075-465-8263

【BKC】
セントラルアーケ 4 階
セントラルアクトオフィス